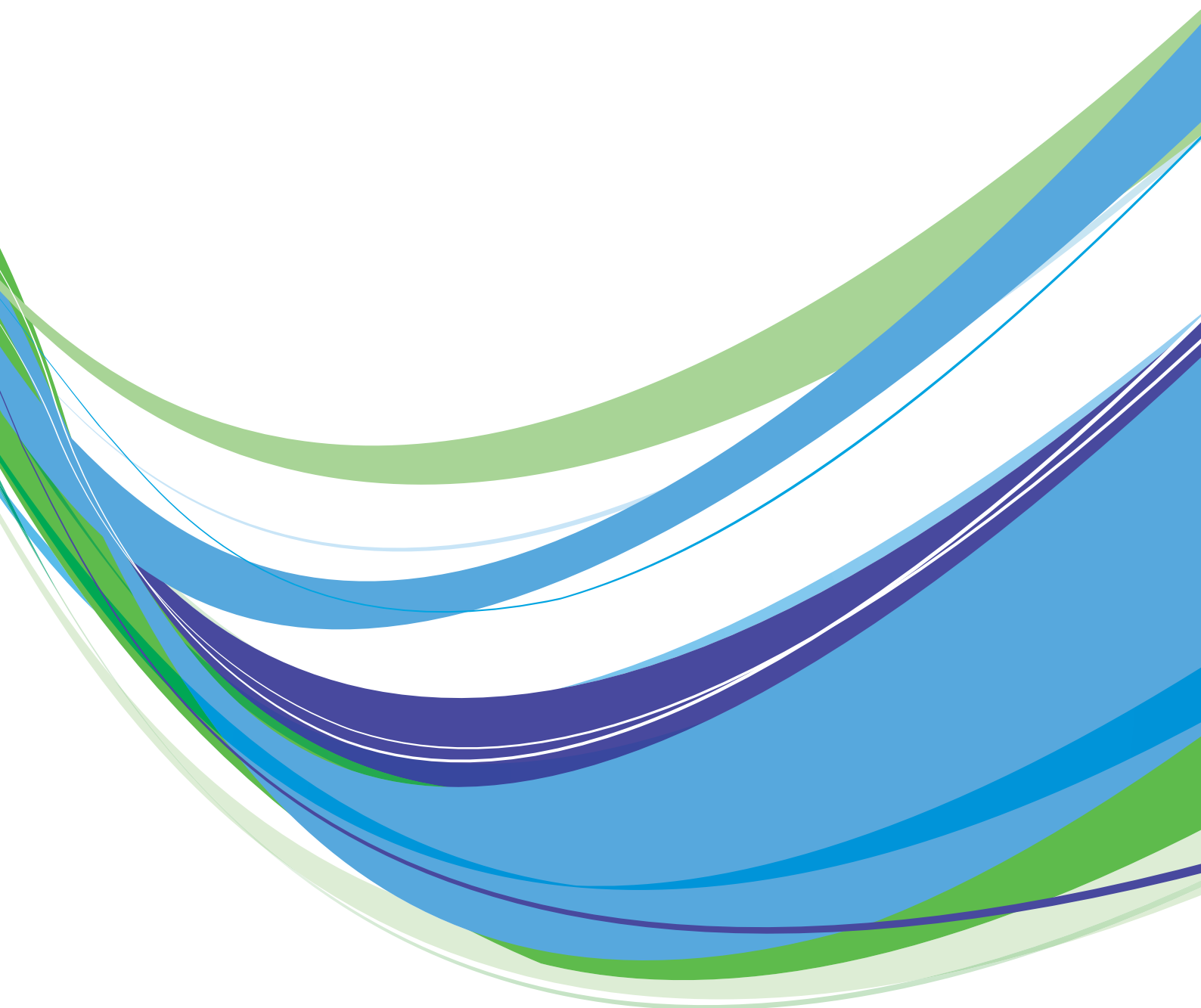


2023事務年度 金融行政方針

本文



目次

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ	1
1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進	1
(1) 事業者支援の一層の推進	1
(2) 事業者支援能力の向上	2
(3) 事業者支援の更なる促進に向けた対応	3
2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成	3
(1) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立	3
(2) 事業全体に対する担保権の早期制度化	4
II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する	5
1. 資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進	5
(1) 資産運用立国に向けた取組の推進	5
(2) 新しい NISA 制度の普及・活用促進	7
(3) 金融経済教育の充実	7
2. 金融資本市場の活性化	8
(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化	8
(2) コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実	9
(3) 市場に対する信頼の確保	9
3. サステナブルファイナンスの推進	10
(1) 企業のサステナビリティ開示の充実	11
(2) GX の実現に向けた産業・金融の対話の促進	11
(3) サステナビリティデータの集約	12
(4) インパクト投資の推進	12
(5) ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等	12
4. デジタル社会の実現	13
(1) フィンテックの推進に向けた取組	13
(2) Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組	13
(3) 決済インフラの高度化・効率化	14

III. 金融システムの安定・信頼を確保する	15
1. 業態横断的なモニタリング方針	15
（1）経営基盤の強化と健全性の確保	15
（2）利用者目線に立った金融サービスの普及	16
（3）世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応	17
2. 業種別モニタリング方針	20
（1）主要行等	20
（2）地域金融機関	20
（3）証券会社	21
（4）保険会社	22
IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる	24
1. 金融行政の高度化	24
（1）データを活用した多面的な実態把握	24
（2）財務局との更なる連携・協働の推進	24
（3）国内外への政策発信力の強化	25
2. 金融行政を担う組織としての力の向上	26
（1）職員の能力・資質の向上	26
（2）職員の主体性・自主性の重視	26
（3）誰もがいきいきと働ける環境の整備	26

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

コロナの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつあり、我が国は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待される。他方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、官民の金融機関において実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化している。特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。

金融庁は、こうした観点から、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を金融機関に促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいく。

1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援の推進

(1) 事業者支援の一層の推進

コロナ禍での事業者支援は、主として実質無利子・無担保融資を含む資金繰り支援が中心であったが、社会経済情勢が変化する中、金融機関においては、資金繰り支援にとどまることなく、コロナ借換保証¹や資本金劣後ローン、認定経営革新等支援機関（税理士や弁護士等）や中小企業活性化協議会による各種支援ツール、中小企業基盤整備機構や地域経済活性化支援機構（REVIC²）等のファンド、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン³」等を活用しながら、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を、先延ばしすることなく実施していく必要がある。

こうした観点から、金融庁・財務局は、金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施等を通じて、こうした事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促していく。また、把握した課題等については、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を行っ

¹ 一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じて「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる制度。

² Regional Economy Vitalization Corporation of Japan

³ 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」及び「中小企業活性化パッケージ」の公表について（2022年3月4日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20220304.html>

ていく。

財務局による「事業者支援態勢構築プロジェクト⁴」については、これまでの取組により構築された事業者支援態勢の実効性を確認しつつ、事業者支援に関する重点的なヒアリング等により把握した課題等を踏まえながら、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させていく。その一環として、例えば、2022 事務年度にブロック単位で実施した事業者支援策・事例等の共有・確認のための会議を、より現場に近い都道府県単位のレベルでも、それぞれが抱える課題等を踏まえて実施する。

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の周知・徹底を行うとともに、地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、例えば、ガイドラインを活用した案件に関与する専門家（弁護士等）の補佐人の選定要件を緩和する等の見直しを検討する。また、経営者の個人破産回避に向け、退出希望がある経営者に早期相談を促すための方策を関係省庁と検討する。

近年における震災や豪雨等の自然災害の発生状況を踏まえ、金融機関に対し平時からの災害への対応態勢の構築を促す。また、災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局等と緊密に連携し、金融機関が迅速かつ的確にきめ細かな被災者支援を行うよう促していく。

（２）事業者支援能力の向上⁵

事業者支援に携わる地域の関係者の連携・協働に向けた働きかけを面的に進めるとともに、地域金融機関の現場職員が事業者支援のノウハウを共有する取組を後押ししていく⁶。現場職員が担当先の経営改善支援に当たって優先順位付けを行う際に活用しうる AI モデルの更なる高度化に関する研究を進め、金融機関での活用に向けた課題を整理する。あわせて、現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に取り組めるよう、「業種別支援の着眼点⁷」（2023 年 3 月公表）について、その対象業種の拡充と普及促進に取り組む。

また、地域金融機関における再生支援人材・担い手の拡充とその能力の高度化に向けて、REVIC の有する事業再生支援に関する知見・ノウハウを手引きとして集約し、実践的な研修等を通じて地域金融機関の現場職員に展開する事業を進めていく。

さらに、多様化する事業者の抱える課題・ニーズに対して、地域金融機関による支援を後押しする。例えば、地域企業の経営人材ニーズに応える地域金融機関の人材紹介の取組に関して、

⁴ 財務局において、経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援に当たっての課題と対応策を、地域の関係者（金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等）と共有するプロジェクト。

⁵ 「地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しする取組について」 参照
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230330/20230330.html>

⁶ **コラム 1** 金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート 参照

⁷ 「業種別支援の着眼点」（2023 年 3 月 30 日）
https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20230330_2/0330gyosyubetu_00.pdf

REVIC が整備する人材プラットフォーム（REVICareer：レビキャリ）の活用促進に取り組む。
また、地域金融機関による事業者のデジタル化支援を関係省庁と連携して後押しする。

（３）事業者支援の更なる促進に向けた対応

地域金融機関による事業者の経営改善支援や事業再生支援等については、これに実際に取り組む地域金融機関のビジネスモデルや地域金融機関職員個人のインセンティブと整合的なものであることが望ましい。こうした観点から、事業者支援をめぐる課題を調査・分析し、それを踏まえた事業者支援の促進策について検討を進め、対外的に発信していく。

具体的には、地域金融機関を取り巻く経済・ビジネス環境等が地域金融機関の事業者支援の取組姿勢に与えている影響や、事業者支援に関わる地域金融機関職員個人の評価・育成・キャリア形成に関する組織としての考え方や制度等を調査・分析していく。

あわせて、地域金融機関のビジネスモデルにおける、事業者へのデジタル化支援事業や人材紹介事業等の位置付けや収益管理の状況、これらの事業を行うに当たっての外部人材の活用や内部人材の育成策などについても調査・分析する。

2. 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成

（１）経営者保証に依存しない融資慣行の確立

経営者保証は、スタートアップの創業や思い切った事業展開、円滑な事業承継、早期の事業再生等の阻害要因となっている面がある。金融機関による経営者保証への安易な依存をなくし、事業者の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくべく、「経営者保証改革プログラム⁸」（2022 年 12 月公表）の実行を推進する。

具体的には、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数や、金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握していく。

くわえて、金融庁に新たに設置した「経営者保証ホットライン⁹」に寄せられた事業者からの声等も踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施する。

⁸ 「経営者保証改革プログラムの策定について」（2022 年 12 月 23 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>

⁹ 「経営者保証ホットラインの開設について」（2023 年 4 月 3 日）
https://www.fsa.go.jp/receipt/k_hotline/k_hotline.html

（２）事業全体に対する担保権の早期制度化

幅広い事業者に対し、その持続的な成長を促すような資金提供が実施されるためには、不動産等の有形資産担保や経営者保証等に安易に依存するのではなく、事業者の実態や将来性を的確に理解し、その特性に着目した融資を行う必要がある。

こうした観点を踏まえ、金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告¹⁰（2023年2月公表）では、事業者の知的財産・無形資産を含む事業全体に対する担保制度（事業成長担保権）の創設や、金融機関における人的投資や態勢整備等の検討の必要性が示されている。本報告を踏まえ、関係省庁とも連携し、関連法案を早期に提出することを目指すとともに、事業成長担保権の制度趣旨に関する金融機関や事業者等の理解促進に取り組んでいく。

¹⁰ **コラム2** 金融審議会事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ報告 参照

Ⅱ．社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「成長と資産所得の好循環」を実現していく。また、社会経済の構造が急速に変化の中で、気候変動問題への対応や、ダイバーシティの促進、デジタル社会の実現、スタートアップ支援など、様々な社会課題の解決が求められている。こうした社会課題の解決が新たな市場創造に繋がるよう金融面での環境整備を進め、社会課題解決と経済成長の両立を目指す。

1．資産運用立国の実現と資産所得倍増プランの推進

「成長と資産所得の好循環」を実現するため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。あわせて、新しい NISA 制度の普及・活用促進、金融経済教育の充実等を柱とする資産所得倍増プラン（2022 年 11 月公表）を推進する。

（1）資産運用立国に向けた取組の推進

成長と資産所得の好循環を実現していく上で、機関投資家として家計金融資産等の運用を担う、資産運用会社やアセットオーナーに期待される役割は大きい。一方で、運用力やガバナンス等の課題も指摘されているところである¹¹。

このため、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版¹²」（2023 年 6 月公表）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023¹³」（2023 年 6 月公表）に基づき、関係省庁と連携し、資産運用立国に向けた取組を行う。そのための具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内に策定する。

① 資産運用会社等の資産運用力の向上及びガバナンス改善・体制強化

資産運用会社やアセットオーナーに対して、専門性の向上や運用人材の確保を含め、運用力の

¹¹ **コラム 3** 資産運用業高度化プログレスレポート 2023 参照

¹² 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（2023 年 6 月 16 日）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

¹³ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（2023 年 6 月 16 日）
https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf

向上に必要な取組を促すとともに、それを後押しするための環境整備を行っていく。

また、顧客の最善の利益を考えた運営が確保されるよう、ステークホルダーへの開示のあり方を含め、ガバナンスの向上を後押しするための環境整備を行っていく。その際、金融グループに属する資産運用会社に関しては、グループ内での経営戦略上の位置づけや経営陣の選定、運用人材育成の状況についても注視する。

② スチュワードシップ活動の実質化

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム¹⁴」（2023年4月公表）を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任¹⁵に関する活動の実質化に向けた取組を促すとともに、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなど、必要な環境整備を行っていく。大量保有報告制度の見直し等については、2023年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す。

③ 新規参入の支援拡充等を通じた競争の促進

資産運用に係る我が国独自のビジネス慣行¹⁶など、国内外の資産運用会社の参入障壁となっている可能性がある点について把握し、改善に向けた取組を促す。

また、「拠点開設サポートオフィス¹⁷」の機能や体制の強化を行うなど、地方公共団体等とも連携しつつ、新規参入の支援拡充を通じた競争の促進を図る。

④ 運用対象の多様化

厚みのある我が国資本市場を構築するとともに、資産運用会社やアセットオーナーにおける運用力の向上にも資するよう、スタートアップ投資等のオルタナティブ投資¹⁸やサステナブル投資¹⁹の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するために必要な環境整備を行っていく。

⑤ 国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備

海外金融機関等との接点やコミュニケーションをより増加させ、我が国への進出に向けたニーズや課題等を把握するとともに、我が国の市場の魅力、政府の支援策等に関するきめ細かな情報

¹⁴ 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」の公表について（2023年4月26日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>

¹⁵ 機関投資家として、投資先と建設的な対話等を行い、投資先の企業価値の向上や持続的成長を促すとともに、それにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る責任。

¹⁶ 例えば、我が国には、資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投資信託の基準価額を計算し、毎日照合（二重計算）するといった独自の慣行が存在する。欧米では、二重計算は珍しく、信託銀行や専門業者が担うケースが多い。

¹⁷ 資産運用会社等に対する事前相談、登録審査、登録後の監督等の英語でのワンストップ対応を行う部署。

「「拠点開設サポートオフィス」について」 参照
<https://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>

¹⁸ スタートアップを含むプライベートエクイティ（非公開株）や、不動産、インフラ等への投資。

¹⁹ 環境・社会的課題の解決を積極的に目指すインパクト投資を含む。

の発信を行う。具体的には、集中的に海外金融事業者を我が国に招致する「Japan Weeks²⁰」の開催に加え、そうした機会等も活用して、海外主要メディアへの広報チャンネルの拡大、海外当局への発信等を実施する²¹。

また、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。

（２）新しい NISA 制度の普及・活用促進

新しい NISA 制度²²の開始（2024 年 1 月）に向け、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。このため、NISA 特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し、幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成、財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催等を行う²³。

官民連携による NISA 推進戦略協議会²⁴の下、NISA 活用の優良事例の蓄積等を通じて、NISA は使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（ブランド化）。また、顧客の安定的な資産形成支援という NISA 制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施する。

国税庁や金融機関における非課税保有限度額の管理システムの整備を着実に進める。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、デジタル技術の活用等による、NISA に係る手続の簡素化・合理化等を進める。

（３）金融経済教育の充実

安定的な資産形成の重要性を広く浸透させるためには、金融経済教育の充実²⁵を通じて、国民の金融リテラシー向上に取り組むことが重要である。官民の様々な主体による活動の重複を解消しつつ、それぞれ蓄積してきたノウハウを集結させ、国全体として、中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。この観点から、関連法案²⁶の

²⁰ 2023 年 9 月 25 日から 10 月 6 日に開催予定。

²¹ **コラム 4** 国際金融センター関連施策 参照

²² 若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）により、NISA 制度の抜本的拡充・恒久化が図られた。主な改正内容は、①非課税保有期間の無期限化、②口座開設期間の恒久化、③年間投資枠の拡大、④「つみたて投資枠」と「成長投資枠」の併用可能化。資産所得倍増プラン（2022 年 11 月策定）では、「5 年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の 1,700 万から 3,400 万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。」「5 年間で、NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へと倍増させる。」とされている。

²³ **コラム 5** NISA 等の周知・広報の取組 参照

²⁴ 日本証券業協会が事務局を務め、関係業界団体で構成される協議体（金融庁はオブザーバー参加）。NISA が個人の中長期的な資産形成手段として幅広く利用されるよう、NISA の普及・促進に向けた取組を進めている。

²⁵ 家計管理、生活設計、資産形成、消費生活の基礎、社会保障・税制度、金融トラブルなど、金融リテラシー・マップ（金融経済教育推進会議、2023 年 6 月改訂）の内容を踏まえつつ、広範な観点から金融経済教育の充実を図る。

²⁶ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を 2023 年通常国会に提出。参議院において継続審査となっている。

成立・施行を前提に、「金融経済教育推進機構」を 2024 年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す²⁷。

同機構においては、多様なステークホルダーとの連携を通じて、企業の雇用者向けセミナーをより広く支援・促進するなど、教育活動を抜本的に拡充していくほか、講師向け養成プログラムの導入等による教育の質の向上も進める。また、同機構は、一人ひとりに寄り添った個別相談を実施していくとともに、顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。これにより、国民一人ひとりが描くファイナンス・ウェルビーイング²⁸を実現し、自立的で持続可能な生活を送ることのできる社会づくりに貢献していく。

2. 金融資本市場の活性化

(1) スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化

スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む²⁹。

プライマリー市場については、株式投資型クラウドファンディングの活性化に向けて、必要な投資家保護策とあわせ、非上場会社による発行総額上限の拡充を検討するとともに、投資家の投資上限額を年収や資産に応じたものとすることを検討する。また、特定投資家私募³⁰や少額募集のあり方など、スタートアップ企業の資金調達に係る制度について検討を行う。

セカンダリー市場については、特定投資家向けの非上場株式の私設取引システム（PTS³¹）の運営を行う事業者の新規参入を促すべく、事業の特性に応じて PTS の認可要件の緩和等を検討する。

さらに、東京証券取引所において、グロース市場の上場維持基準のあり方を検討するとともに、上場ベンチャーファンドの活性化に取り組む。

融資を含むスタートアップへの資金供給やその他支援の状況について、銀行等のモニタリン

²⁷ **コラム 6** 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告 参照

²⁸ ファイナンス・ウェルビーイングについては、例えば OECD が 2023 年 4 月に公表した「G20/OECD 金融消費者保護ハイレベル原則に関する理事会勧告」では、「個人のファイナンス・ウェルビーイングとは、自律的および他律的な要因を踏まえて、自分の現在および将来の経済状況を管理し、これに安全を持ち、自由を持つことを指す。」（仮訳）とされている。

²⁹ **コラム 7** 金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次中間整理 参照

³⁰ プロ投資家である特定投資家のみを相手方として行う有価証券の取得勧誘。特定投資家私募では、一定の開示情報を提供し、金融商品取引業者を介して行うことで有価証券届出書の提出が免除される。

³¹ Proprietary Trading System

グを通じ、機動的に確認し、フォローする。特にベンチャーデット³²については、レイターステージのベンチャー企業を更に成長させ、機関投資家も参入可能な大型 IPO につなげる等の観点からも重要である。そのため、金融機関の審査実務に新たな審査目線等を構築する取組を促進、支援する。また、成長に時間を要するスタートアップを念頭に、銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲を拡充するための要件緩和を進める。

顧客ニーズにあった商品・サービスを提供しやすくするなど、金融機能の強化に向けた取組を推進する観点から、顧客情報管理や利益相反管理、優越的地位の濫用防止の実効的な確保等の利用者保護の状況を適切に確認しながら、外務員の二重登録禁止規制等に関する銀証ファイアウォール規制のあり方や必要とされる対応について検討を行う。

（２）コーポレートガバナンス改革の実質化と企業情報の開示の充実

「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023 年 4 月公表）を踏まえ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動等の取組を進める³³。

また、投資家と企業との建設的な対話を促進し、コーポレートガバナンス改革を支える観点から、グローバル投資家の期待に応える企業群の見える化や、非財務情報の開示の充実を図るための施策を進める。

開示の効率化を図る観点から、関連法案³⁴の成立を前提に、2024 年 4 月の施行に向けて、東京証券取引所と連携して四半期決算短信の見直しを進め、関係政府令の整備や四半期レビュー基準の改訂等を行っていく³⁵。

（３）市場に対する信頼の確保

上場会社等の監査に係る登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法の施行（2023 年 4 月）を踏まえ、上場会社等監査の担い手全体の監査品質の向上に向けて取り組んでいく。また、従前から監査業務を行っている上場会社監査事務所の登録が 2024 年 9 月末に期限を迎えることを踏まえ、日本公認会計士協会による、監査人の登録審査、監査の品質管理のレビュー、中小監査事務所の体制整備の支援等の取組を後押ししていく。

³² ベンチャー企業に対する融資。当該企業の将来キャッシュフロー等に着目した融資であり、通常の企業に対する融資よりも高い金利が設定されることが一般的である。

³³ **コラム 8** コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた取組 参照

³⁴ 脚注 26 参照

³⁵ **コラム 9** 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 参照

公認会計士・監査審査会では、上場会社監査の担い手として中小監査事務所の役割が増大している中、改正公認会計士法が施行されたことを踏まえ、中小監査事務所に対する検査をより重視してモニタリング³⁶を実施する。また、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR³⁷）のホスト国として、事務局支援を継続しつつ、IFIARの議長国としての立場も活かしながら³⁸、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に貢献していく。さらに、2024年4月に大阪で開催予定の第24回IFIAR本会合の準備も進めていく。

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護等を図るべく、「中期活動方針³⁹」（2023年1月公表）に基づき、的確・適切な市場監視を実施する。

不公正取引や開示規制違反について、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、その実態を解明するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。金融商品取引業者等については、金融商品の組成・販売・管理等の各段階において期待される役割等を念頭に置きながら、業態横断的な視点も踏まえ、適合性原則等の観点から、内部管理態勢の構築や販売状況を検証する⁴⁰。無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者については、裁判所への禁止命令等の申立てを行うなど、投資者被害事案に対して積極的に取り組む。

また、市場監視の専門機関としての能力向上に向けて、デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化等に取り組む。

3. サステナブルファイナンスの推進⁴¹

気候変動や少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっている。

³⁶ 監査業界の概観やモニタリングの状況等については、「令和5年版モニタリングレポート」（2023年7月14日）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20230714/20230714-1.html>

2023事務年度における監査事務所等のモニタリングについては、「令和5事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（2023年7月14日）を参照。

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kihonkeikaku/20230714/20230714.html>

³⁷ International Forum of Independent Audit Regulators

³⁸ **コラム10** 金融監督に関する国際的な議論への貢献について 参照

³⁹ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230127-1.html

3つの柱である「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「効果的・効率的な調査・検査」「市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現を目指し、海外当局との積極的な連携等を図るとともに、有用情報の収集に配慮しながら、非定型・新類型の事案等に対する対応等にも取り組む。

⁴⁰ 詳細については、「令和5事務年度 証券モニタリング基本方針」（2023年8月1日）を参照。

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230801-2.html

⁴¹ **コラム11** サステナブルファイナンスの推進 参照

国内外の関係者による取組の広がりを踏まえつつ、GX⁴²を含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援していく。あわせて、「Japan Weeks⁴³」等の機会を捉えて、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。

（１）企業のサステナビリティ開示の充実

近時、サステナビリティに関する取組が企業経営の中心的な課題になるとともに、投資家が長期的な企業価値を評価する観点から、サステナビリティ情報へのニーズが高まっていることを踏まえ、企業のサステナビリティ開示の内容について継続的な充実を図る。

改正「企業内容等の開示に関する内閣府令」（2023年1月施行）において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえ、サステナビリティ開示の好事例を取りまとめて公表する。

また、各国においてサステナビリティ開示が急速に進む中、国際的な比較可能性を確保することが重要である。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB⁴⁴）のサステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1基準）及び気候関連開示基準（S2基準）が2023年6月に最終化されたことを受け、サステナビリティ基準委員会（SSBJ⁴⁵）をはじめとする関係者と連携し、我が国のサステナビリティ関連情報が国際的な比較可能性をもち、資本市場からの信頼が得られるものとなるように取組を進める。さらに、人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備や、サステナビリティ情報に対する第三者による保証等の国際的な基準開発の議論に積極的に参画・貢献する。くわえて、サステナビリティ情報の信頼性確保に向けた保証のあり方についても、国際的な議論を踏まえ、検討を進めていく⁴⁶。

（２）GXの実現に向けた産業・金融の対話の促進

金融機関・投資家が、投融資先の実情に応じた実効的な対話・支援に取り組むよう、GFANZ日本支部⁴⁷等とも連携し、ファイナンスド・エミッション⁴⁸や削減貢献量⁴⁹等の指標のあり方を含む移行計画の策定・実施に係る実践的論点につき議論を進め、積極的に国際発信を行う。

⁴² GX(グリーン・トランスフォーメーション)は化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する等、脱炭素成長型経済構造への移行を指す。

⁴³ II. 1. (1) ⑤ 国際金融センターの実現に向けた情報発信等の強化・環境整備 参照

⁴⁴ International Sustainability Standards Board

⁴⁵ Sustainability Standards Board of Japan

⁴⁶ **コラム9** 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 参照

⁴⁷ Glasgow Financial Alliance for Net Zero の日本支部を指す（2023年6月始動）。

⁴⁸ Financed emissions: 金融機関・投資家等にとっての Scope 3 カテゴリー15 排出量（投融資による排出量）。

⁴⁹ WBCSD（持続可能な開発のための世界経済人会議）は、削減貢献量を、「特定の温室効果ガス削減ソリューションが存在する場合の排出量と、存在しなかった場合の排出量との差分」と定義している。

また、中堅・中小企業の脱炭素を含む地域での GX 投融資を促すため、地域金融機関、地方公共団体、地域企業等を含む多様な関係者が連携した面的な取組を支援する。

さらに、世界全体の GX 実現に向け、地理的結びつきが強いアジアの GX 投資を推進するため、官民関係者が参画する協議体を設置し、実践的課題を集約・発信する。あわせて、アジア GX 投資への我が国金融機関の取組支援等を通じ、「アジア GX 金融ハブ」の実現に取り組む。

（３）サステナビリティデータの集約

サステナビリティデータ⁵⁰の効果的・効率的な集約に係る実務上の課題が指摘されているところ、日本取引所グループ（JPX）とも連携し、XBRL⁵¹等も活用した利用し易い形での情報提供を進める。こうした取組について、NZDPU⁵²を含む国際的なデータ整備構想とも必要に応じて連携していく。あわせて、サプライチェーンにおける Scope 3⁵³等のデータ整備の取組を関係省庁と連携し支援していく。

（４）インパクト投資の推進

インパクト投資⁵⁴の「基本的指針（案）⁵⁵」（2023 年 6 月公表）について、関係者と能動的かつ丁寧に対話を行い、2023 年度中の最終化を目指す。また、インパクトスタートアップ⁵⁶や地域企業等への支援を促す観点から、投資家・金融機関、企業、地域の支援機関等の多様な者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、インパクト指標、投資事例、企業支援の手法等の検討・共有を進めていく。

（５）ESG 投資市場の透明性向上等の市場基盤整備や人材育成等

企業と投資家の橋渡し役を担う ESG 評価・データ提供機関に対して、評価の透明性・客観性の向上等の観点から、「行動規範⁵⁷」（2022 年 12 月公表）への賛同を促す⁵⁸ほか、ESG 評価機関の開示の状況等を確認し、更なる論点等について検討を行う。

⁵⁰ 排出量データ等の企業のサステナビリティに係るデータ。

⁵¹ eXtensible Business Reporting Language。財務報告等開示書類に電子的タグを付し効率的な情報取得を可能とするための国際的に標準化されたコンピュータ言語。

⁵² Net-Zero Data Public Utility

⁵³ 「Scope 1」は当該企業の直接の排出、「Scope 2」は他社から供給された電気等の間接排出、「Scope 3」は原材料の生産から製品の使用、廃棄、従業員の出張・通勤など、事業者の活動に関連する他社の排出も含むすべての間接排出。

⁵⁴ 社会・環境的な効果（インパクト）と収益性の双方の実現を図る投融資。

⁵⁵ インパクト投資に関する基本的指針（案）への意見募集について（2023 年 6 月 30 日）
https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230630_3.html

⁵⁶ 社会課題の解決を通じ事業の成長を図る創業企業等。

⁵⁷ ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範（2022 年 12 月 15 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20221215/01.pdf>

⁵⁸ ESG 評価機関について、2023 年 6 月末時点の賛同状況を 2023 年 7 月に公表。さらに、データ提供機関について、2024 年 6 月末時点の賛同状況を取りまとめる。

また、金融機関に対し、ESG 投信に関する監督指針⁵⁹（2023 年 3 月公表）の浸透を図る。

さらに、サステナブルファイナンスの専門人材の育成を進めるため、民間資格試験の普及、グローバルにも通用する大学等の講座の設置等を促す。

4. デジタル社会の実現

金融サービスのデジタル化や金融機関の DX⁶⁰を推進し、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。また、様々なベンチャー企業や金融機関、事業会社、業界団体と密に意見交換を行い、取り組むべき課題の特定とその解決に努めていく。

（１）フィンテックの推進に向けた取組

国内外の事業者の参入を更に促進するため、「FinTech サポートデスク⁶¹」の機能や体制を強化する。また、我が国フィンテックの魅力発信や国内外の事業者のネットワーキングの機会創出のため、「FIN/SUM⁶²」の更なる国際化を図る。くわえて、FIN/SUM を中心に複数のサイドイベントから成る「Japan Fintech Week（仮称）」を 2024 年 3 月に創設する。

また、金融機関の一層のデジタル化・DX を支援すべく、国内外のフィンテック事業者との連携強化のためのミートアップの開催や、IT ガバナンスの向上に向けた対話、デジタル化・DX に係る取組の好事例の発信等を行う。

2023 年 4 月から制度が開始された賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への賃金支払い）については、その適切な運用に向けて厚生労働省との連携を進める。

（２）Web3.0 等の推進に向けたデジタルマネーや暗号資産等に係る取組

ステーブルコイン⁶³の円滑な発行・流通に向け、仲介者に対して迅速な登録審査を行うための

⁵⁹ ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（2023 年 3 月 31 日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html>

⁶⁰ ここでいうデジタル化は、既存の紙のプロセスを自動化するなど、物質的な情報をデジタル形式に変換すること等を指す。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）は、企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第 3 のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアル両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立することを指す（令和 3 年情報通信白書）。

⁶¹ フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口。

⁶² フィンサム。2016 年以降、日本経済新聞社と継続的に共催しているフィンテック等に関する国際シンポジウム。

⁶³ 2022 年 6 月に資金決済法等が改正され、2023 年 6 月からステーブルコインに関する制度が施行された。

取組を進めるほか、自主規制団体の設立を促す。また、期末時価評価課税の対象となる発行体保有分以外の暗号資産⁶⁴について、法令上・会計上のあり方を含め、税制上の扱いを検討するほか、暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保に向けた日本公認会計士協会の取組を後押ししていく。くわえて、投資者保護に配慮しつつ、セキュリティトークンの流通の枠組（PTS 認可のあり方等）や税制上の扱いについて、引き続き検討を行う。

2022 年 11 月の海外の大手暗号資産交換所の破綻に際し、同交換所の日本法人の利用者財産については早期に返還がなされるなど、我が国の制度・モニタリングは有効に機能した。こうした経験を活かし、暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献していくとともに、暗号資産等が国境を越えて取引されることを踏まえ、各国当局との連携強化に取り組む。くわえて、国内においては、更なる利用者保護の確保に向け、モニタリング上の着眼点の見直しを行う。

中央銀行デジタル通貨（CBDC⁶⁵）については、日本銀行におけるパイロット実験や財務省における有識者会議の議論が進められており、金融庁としても、金融システムに与える影響等の観点から、この検討に貢献していく。

（３）決済インフラの高度化・効率化

決済を取り巻く経済社会的及び技術的な環境変化や国際的な動向を踏まえ、資金決済の高度化・効率化を推進する。次期全銀システムについて、幅広い関係者による検討に引き続き参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献する。くわえて、2022 年に参加資格を資金移動業者に拡大した全銀システムや 2022 年に稼働した新たな個人間送金インフラを含め、多頻度小口決済サービスへの参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続する。

また、手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画⁶⁶の着実な進展を後押しする。金融機関の取引先企業の DX や生産性向上の観点から、DI-ZEDI⁶⁷や金融 GIF（政府相互運用性フレームワーク）に対応する会計ソフト等の開発・普及といった、請求・決済分野のデータ連携に関する取組を官民一体となって推進する。特に DI-ZEDI については、中小企業の DX に大きく貢献するものと思われ、その普及を支援する。

⁶⁴ 発行体保有分の暗号資産については税制上の扱いが見直された。

⁶⁵ Central Bank Digital Currency

⁶⁶ 2021 年 7 月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）により策定（2022 年 6 月改定）。同計画において、2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることが最終目標として掲げられている。

⁶⁷ 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が策定した、デジタルインボイスの国内標準仕様に対応した金融 EDI 情報標準。

Ⅲ. 金融システムの安定・信頼を確保する

金融機関を取り巻く環境が変化する中でも、金融機関においては、健全性を維持しつつ、金融仲介等の機能を十分に発揮していくことが求められる。

このため、金融庁としては、金融経済情勢や世界情勢を的確に把握するとともに、データ分析や金融機関との対話等を通じて、金融機関に対する深度あるモニタリングを実施していく。

1. 業態横断的なモニタリング方針

(1) 経営基盤の強化と健全性の確保

金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略⁶⁸を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢（ストレス時の対応プロセスを含む）、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。

特に、世界的な金利上昇や 2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱等にも留意しつつ、市場・経済がグローバルに相互に関連していることを踏まえ、今後とも、国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し⁶⁹、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行っていく⁷⁰。

なお、金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

また、欧米における銀行セクターの混乱を受け、金融安定理事会（FSB）等で行われている議論⁷¹に我が国としても積極的に貢献し、必要に応じて国内対応を適切に行っていく⁷²。

2017 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、我が国では 2023 年 3 月期から一部の金融機関への適用が開始された。関係者と十分な対話を行いながら、2025 年 3 月期までの全ての対象金融機関への適用に向けて着実に取組を進める。

⁶⁸ 人的投資や人材育成の取組、業務の DX 推進や銀行業高度化等会社の活用を通じた、新規ビジネスの開拓、利用者利便の向上、コスト削減等の方策を含む。[コラム 12](#) 金融機関の IT ガバナンスに関する論点 参照

⁶⁹ [コラム 13](#) 現下の金融経済情勢について 参照

⁷⁰ [コラム 14](#) 金融機関の健全性に係る評価 参照

⁷¹ 金融安定理事会（FSB）等では、2023 年春の欧米における銀行セクターの混乱に対する規制・監督上の教訓について棚卸しを行い、金融システムの強化のために優先的に取り組む事項を整理し、作業を進めている。

⁷² [コラム 15](#) 今春の米国銀行セクターにおける混乱への対応 参照

（２）利用者目線に立った金融サービスの普及

① 顧客本位の業務運営

金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、金融機関において顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

特に、販売・管理態勢等の課題⁷³を踏まえ、（ア）リテールビジネスへの経営陣の関与状況、（イ）顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、（ウ）「取組方針⁷⁴」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、（エ）業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品⁷⁵の販売・管理態勢、（オ）実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリングを行う。

また、顧客本位の業務運営に関する取組の一層の定着・底上げを図るため、金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする関連法案⁷⁶を提出した⁷⁷。金融庁としては関連法案の成立を前提に、顧客の最善の利益が確保されるようモニタリングのあり方について検討を行う。

② 顧客に寄り添った金融サービス

高齢化やグローバル化の進展など、我が国経済社会の急速な変化を踏まえ、金融機関及び業界団体に対し、顧客に寄り添った丁寧な対応を促していく⁷⁸。

高齢顧客の様々な課題やニーズへの対応に関しては、認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、利用者利便の向上とトラブル防止の観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体と対話を行い、更なる取組を支援していく。

障がい者が、安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備のほか、代筆・代読や電話リレーサービスへの対応を含む研修等を通じた現場職員による対応の徹底など、改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえた上で、社会的障壁の除去に向けた金融機関及び業界団体の取組を一層促していく。

外国人による金融サービスの利用に関しては、在留外国人の増加が見込まれることも踏まえ、円滑な口座開設等に資する情報や注意点を利用者等に周知するとともに、手続の円滑化・効率化

⁷³ 例えば、金融商品の内容が顧客の属性等に適合するか合理的な検証ができていない、顧客利益より販売促進を優先し、リスクやコストに見合うリターンが得られにくい金融商品を顧客に十分に説明することなく提案・販売している、といった状況が確認されている。[コラム16](#) 顧客本位の業務運営に関する販売会社の取組状況 参照

⁷⁴ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（顧客本位の業務運営に関する原則「原則1」）

⁷⁵ 例えば、仕組債や外貨建一時払保険等が挙げられる。

⁷⁶ 脚注26参照

⁷⁷ [コラム6](#) 金融審議会市場制度ワーキング・グループ顧客本位タスクフォース中間報告 参照

⁷⁸ [コラム17](#) 利用者利便の向上とマネロン対策等・犯罪被害防止の強化との両立 参照

や外為法上の非居住者と判定される顧客への金融サービスの提供のあり方など、サービスの適切性・利便性向上に向けた金融機関及び業界団体の取組を一層推進する。

金融機関における旧姓名義による口座開設等への対応状況等に関する実態把握の結果等を踏まえ、旧姓使用の口座の開設・維持を希望する利用者の利便性向上の観点から、関係省庁と連携して、金融機関による対応を促していく。

③ 多重債務問題への対応等

多重債務者発生防止のため、注意喚起を関係機関と連携して行うとともに、成年年齢引下げを踏まえた若年者対応を含め、金融機関の取組を促していく。その際、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要者の借入行動に与える影響等、コロナ後の動向について注視する。

また、SNS 等を利用した個人間融資のほか、商品の売買やファクタリングを装い金銭の貸付を行うものなど、ヤミ金融の新たな手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処していく。

④ 特殊詐欺、不正送金、投資詐欺の防止

振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害は依然として多く、金融機関に対して、被害の未然防止策の更なる実施や実効性の検証に努めるよう促していく。また、2022 年以降、インターネットバンキングでフィッシングによるものと推察される不正送金の被害が急増している点に鑑み、警察庁等の関係機関と連携し、新たな手口を含む不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策の実施や、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や啓発といった取組を、金融機関に促すとともに、金融機関に対するモニタリングの強化を図っていく。

このほか、無登録業者が関与する、SNS 等を利用した新たな手法による詐欺的な投資勧誘についても関係機関との連携を強化して対応していく。また、被害の拡大防止の観点から、無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への申立てを行うとともに、詐欺的な投資勧誘を含む無登録業者との取引の危険性について、SNS 等も活用しつつ、投資者に広く注意喚起を行う。

（３）世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応

① マネーロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策⁷⁹の強化

世界情勢の緊迫化や犯罪手法の巧妙化を踏まえ、マネロン対策等は国際的に重要課題と認識⁸⁰

⁷⁹ 以下、「マネロン対策等」

⁸⁰ 我が国が議長を務めた 2023 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議声明においても、暗号資産に係るマネロン対策等の強化が、国際的に重要な課題と認識されている。金融庁は、FATF においてこうした課題を議論するグループ及びその上位部会である政策企画部会の共同議長を務めており、その立場を活かし、対策の強化に向けた議論に貢献していく。

され、海外の金融機関は対策を強化している。また、国内でも金融サービスが特殊詐欺等に悪用される例が多数確認されている。我が国金融機関においては、改めて、マネロン対策等の徹底は金融業を行う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は自らの信頼に加え、我が国の国際的な信託をも損なうおそれがあることを強く認識すべきである⁸¹。その上で、我が国の犯罪事案や国際的要請⁸²を踏まえたマネロン対策等を早急に講じる必要がある。このため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン⁸³」（2021年11月公表）で求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗に遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。

くわえて、為替取引分析業⁸⁴については、適切な許可審査や監督を実施していく。

また、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン⁸⁵」（2023年3月公表）等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。

② サイバーセキュリティの強化

昨今、サイバー攻撃が一層巧妙化し、金融機関でも被害が発生している⁸⁶ほか、検査でも、対策が不十分な事案が確認されている⁸⁷。また、北朝鮮関与とされるサイバー攻撃⁸⁸が世界的に確認されており、数年来、我が国の暗号資産交換業者も標的となっていることが強く推察される状況にある。

このため、経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。

特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト⁸⁹等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題につ

⁸¹ **コラム 18** 「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（2023年6月） 参照

⁸² 国際的には、金融活動作業部会（FATF）が策定する国際基準（FATF 勧告）の履行が求められている。

⁸³ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（2021年11月22日）
https://www.fsa.go.jp/common/law/amlcft/211122_amlcft_guidelines.pdf

⁸⁴ 2022年6月に改正、2023年6月に施行された資金決済法第2条第18項の各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこと。

⁸⁵ SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン（2023年3月17日）
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seiianki31/tokushusagi/honbun-1.pdf>

⁸⁶ 金融機関の委託先・再委託先に対する不正アクセスにより大量の顧客情報が漏洩する事案や、マルウェアへの感染によりデータが暗号化される事案が発生している。

⁸⁷ 金融機関が境界防御を過信して十分な検証を行っていない事例や、経営陣の責務であるリーダーシップの発揮が不十分な事例がある。

⁸⁸ 北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと称されるグループ等が挙げられる。

⁸⁹ 擬似的なマルウェアを利用したり、脆弱性・設定不備等を悪用したりするなど擬似的な攻撃を仕掛けることで、侵入・改ざんの可否や検知の可否、対応の迅速性・適切性を検証するテスト。

いて計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリングを行う。

また、サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票⁹⁰に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。

さらに、金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す⁹¹。

③ 経済安全保障上の対応

金融業は国民の経済活動を支える基幹インフラであり、金融機関は、重要なシステムの導入や維持管理等の委託に際し、それが国外から行われる様々な妨害・加害行為の手段とされることがないように対応し、インフラ機能の安全・信頼を確保する必要がある。

このため、経済安全保障推進法⁹²の円滑な制度開始（2024 年春）に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口⁹³」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。

④ システムリスク管理態勢の強化

昨今のシステムリスク⁹⁴の高まりを踏まえ、金融機関のシステムについては、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢（外部委託先の管理態勢を含む）を検証し、必要に応じて改善を促す。

また、リスクの高いシステム統合や更改については、システムの安定稼働を確保する観点から、モニタリングを通じ、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。くわえて、大手金融機関を中心に、IT レジリエンス⁹⁵について実態把握や対話を行う⁹⁶。

⁹⁰ 日本銀行や金融情報システムセンターと共同で開発。2022 年から取組を実施しており、2022 年の結果は「地域金融機関におけるサイバーセキュリティセルフアセスメントの集計結果（2022 年度）」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/cyber/20230418.html>

⁹¹ 演習は 2016 年から毎年実施しており、2022 年の取組は「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）」について」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221017/deltawall.html>

⁹² 2022 年 5 月、経済安全保障推進法が成立し、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置された。

⁹³ 2023 年 4 月に設置。詳細は「基幹インフラ制度に関する相談窓口」を参照。

<https://www.fsa.go.jp/receipt/infrastructure.html>

⁹⁴ 金融機関の開発・保守等に関して外部委託先等への依存が高まる中、システム委託先の障害が複数の金融機関に影響を及ぼす事案が発生している。また、難度の高い重要なシステム統合や更改案件もある。**コラム 19** 金融分野のシステム障害分析レポート参照

⁹⁵ システム障害からの回復力、復元力を指す。障害の未然防止にとどまらず、障害発生時の業務の早期復旧や顧客影響の軽減も含む。

⁹⁶ 実態把握や対話に当たっては、パーゼル銀行監督委員会（BCBS）や金融安定理事会（FSB）における議論等の国際的動向を踏まえ、2023 年 4 月に公表した「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230427/02.pdf>）や同年 6 月に改正した主要行等向け監督指針

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230623-2/02.pdf>）に留意する。

2. 業種別モニタリング方針

(1) 主要行等

主要行等は、我が国経済に大きな影響力を有し、質の高い金融サービスを安定的に提供することが求められているため、上記1.の各項目に関し、業務の規模・複雑性に応じた高水準の態勢が確立されているかモニタリングを行う。

信用リスクに関しては、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金等のニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、各行における必要な対応を促す。また、市場・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促す。ネット専業銀行等についても流動性リスク管理態勢に係るモニタリングを行う。

くわえて、日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の分析手法の改善を促す。政策保有株式については保有意義や縮減計画の進捗を確認する。

また、主要行等が国境や銀信証の業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行い、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促す。その際、リスク管理の枠組みや、内部監査の高度化に向けた取組、IT・システム等のあり方について対話する。

日本郵政グループについては、新規業務・新商品のサービス提供を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組を着実に進めるように促すとともに、郵便局ネットワークを活用したユニバーサル・サービスの安定的な提供といった観点も踏まえ、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に向けた取組状況について対話を行う。

(2) 地域金融機関

地域金融機関がその役割を果たしていくためには、自身の経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要である。地域金融機関の経営トップにおいては、金融機関を取り巻く環境の変化が非常に速くなっていることを踏まえ、時間軸を意識しながら、果敢な経営改革を進める必要がある。地域金融機関は、様々な課題を抱える一方で、経営資源に一定の制約を有する場合が多い。地域金融機関が自らの経営資源を効率的かつ効果的に活用し、経営改革を進めるためには、各金融機関が置かれている経営環境⁹⁷や直面している各種課題の全体やその性質、軽重等を踏まえた上で、課題解決に向けて経営資源をどのように配分していくか、検討することが不可欠である。金融庁・財務局はこうした点に十分留意しながら地域金融機関との各種対話を行う。

地域金融機関が経営改革を進めていく上で鍵となるのが、中長期的なビジョンを踏まえた意

⁹⁷ **コラム 20** 地域銀行の経営状況 参照

思決定を支えるガバナンスと、その実施と価値創出を支える人的資本である。金融庁・財務局は、今後、地域銀行に対するモニタリングにおいて、各銀行のガバナンスと人的資本に着目したアプローチを重点的に活用していく。具体的には、地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップをはじめとする各層の役員や社外取締役等と対話を行う。なお、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認していく。

また、国内外の金融経済情勢、とりわけ我が国の金融政策・金利動向や大口与信先の状況等が地域銀行に与える影響や各行の対応を把握する。さらに、各行の経営方針やリスクテイクの状況を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク管理態勢、流動性リスク管理態勢のほか、一部金融機関で増加が見られる LBO ローン、不動産ノンリコースローンを含む不動産業向け融資、大口融資や県外融資の審査・期中管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングしていく。地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関しては、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施していく。

協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立することが重要である。このため、金融仲介機能の発揮状況や人的投資・人材育成の取組状況等について対話を進めるとともに、収益性向上に向けた様々な工夫を促す。また、国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、リスクテイクの状況やそれに応じたリスク管理態勢の構築状況等について随時にモニタリングを行う。中央機関については、対話を通じて、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促す。

（３）証券会社

証券会社は、市場のゲートキーパーとしての役割を果たし、市場の公正性の確保に積極的に貢献することが求められている。また、金融仲介機能を十分に発揮し、成長性のある企業の資金調達を支えるとともに、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、資産所得倍増プランの実行にも大きな役割を果たすことが期待されている。

こうした観点から、仕組債等の高リスクの金融商品の組成・販売勧誘態勢等について、法令や自主規制規則等に則っているかモニタリングを行うとともに、プロダクトガバナンス⁹⁸の強化

⁹⁸ 金融機関が組成・販売する商品について、①組成・販売に当たって、期待リターンが投資家の負担するコストやリスクに見合ったものとなっているか等を検証し、②組成・販売後もコストやリスクに見合うリターンを提供できているか等を定期的に検証するなど、個別商品ごとに品質管理を行うこと。

例えば、こうした品質管理を通じ、長期にわたって運用成績が低迷するファンドの統合や償還に適切に対応することがあげられる。

も含め、顧客本位の業務運営の取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促していく。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。

また、取引のオンライン化・低廉化や商品・サービスの多様化等の競争環境の変化を踏まえ、持続可能なビジネスモデルのあり方について経営陣を含めて深度ある対話を行うとともに、業容に応じたリスク管理態勢の構築を促していく。

グローバルな事業展開をしている大手証券会社については、海外ビジネスにおける安定的な収益性の確保に向けた具体的な戦略・施策やその取組状況、事業戦略に見合った実効性のあるガバナンスやリスク管理態勢の構築状況に係るモニタリングを行う。

（４）保険会社

保険会社には、法令遵守、保険契約者の保護が厳しく求められる。また、保険代理店との適切な関係の構築、管理が必要であることも言うまでもない。昨今の不適切事案については、不適切な行為の全体像やその原因の究明を徹底して行い、その上で、保険契約者の保護に欠ける問題が認められた場合には、法令等に基づき厳正に対応していくとともに、有効な再発防止策の策定及び実施に取り組む。

また、保険会社には、少子高齢化や自然災害の頻発・激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化を見据え、デジタル化を活用した効率的な業務運営や顧客ニーズの変化に即した商品開発等を通じて、持続可能なビジネスモデルを構築することが求められている。

保険会社の海外進出及び子会社の設立等が進む中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を進めることが重要である。これらの取組の着実な進展を、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促していく。

資産運用の状況を含めた財務の健全性については、金融市場の動向を踏まえ、モニタリングを行っていく。くわえて、経済価値ベースのソルベンシー規制の円滑な導入に向けて、具体的な検討を進めていく。

自然災害への対応については、近年の自然災害の頻発・激甚化による保険金支払いの増加等により、火災保険料率が上昇傾向にある。こうした中で、自然災害に対する備えとしての機能をより適切に発揮していくため、損害保険会社に対して、統合的リスク管理（ERM）の高度化、顧客ニーズやリスク実態等を踏まえた補償内容・保険料率の見直し、防災・減災のサポート等に向けた対応を促していく。あわせて、財務局と連携し、顧客本位の業務運営の更なる推進に向けた損害保険業界における取組を促していく。

生命保険会社については、営業職員による不適切事案が継続的に発生している状況を踏まえ、

生命保険協会と連携しつつ、営業職員管理態勢の高度化に向けたフォローアップを行う。また、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進を行っていく。

少額短期保険業者については、財務局と連携し、監督指針の見直し⁹⁹を踏まえたモニタリングの高度化を進める。さらに、少額短期保険業者に対し、財務の健全性や業務の適切性を確保するための態勢整備を引き続き促していく。

⁹⁹ 「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（2023年3月31日）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20230331-2/20230331-2.html>

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

金融をめぐる国内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。

こうした観点から、データ活用の高度化、国内外への政策発信力の強化など、金融行政の更なる高度化に取り組むとともに、全ての職員の能力を最大限発揮できるようにすることで、金融行政を担う組織としての力を最大化することに繋げていく。

1. 金融行政の高度化

(1) データを活用した多面的な実態把握

個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、企業財務の動向、金融機関による金融機能の発揮状況、株式・先物市場の動向等の分析を深化・充実させていく。こうした分析結果を金融機関との対話等を通じたモニタリングに活用できるよう可視化・ツール化する。

2022 事務年度に日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の実証実験結果¹⁰⁰を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始し、順次対象金融機関の拡大を検討する。

また、金融サービスの利用者から相談窓口¹⁰¹に寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用していく。

さらに、研究者との共同研究の実施などアカデミアとの連携を一層強化し、金融行政に関する先端的な研究成果について行政現場での活用を図る¹⁰²。

(2) 財務局との更なる連携・協働の推進

金融行政の政策実現のため不可欠である金融庁と財務局の連携・協働について、合理化・効率化に関する検討を進めつつ、コミュニケーションの充実を図る。特にモニタリング上の連携・協

¹⁰⁰ **コラム 21** 金融庁と日本銀行によるデータ一元化の取組 参照

¹⁰¹ 金融サービス利用者相談室 (<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>)、金融モニタリング情報収集窓口 (https://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyouthou/index.html) 等

¹⁰² **コラム 22** アカデミアとの連携 参照

働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進¹⁰³するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局との連携・協働に取り組む。

また、地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進める。

（３）国内外への政策発信力の強化

G7 議長国として 2023 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁声明で取りまとめた主要課題¹⁰⁴に関して、今後も国際的議論に貢献する。

また、11 月 6 日～10 日開催予定の保険監督者国際機構（IAIS¹⁰⁵）東京総会については、我が国の金融市場・金融行政の存在感を高める好機であることを踏まえ、開催国として国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップ等の議論を積極的に進める。

グローバル金融連携センター（GLOPAC¹⁰⁶）や二国間金融協力の会議等を通じ、ネットワーク構築の強化を図るほか、こうしたネットワーク等を活用し、アジア諸国等との政策対話を進め、国際的な政策推進力を高めていく。その一つとして、トランジション・ファイナンス¹⁰⁷に係るアジア諸国との連携の強化に取り組む。

また、ウェブサイトのほか、SNS をはじめとする多様な情報発信ツールを有効活用し、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組んでいく。具体的には、外部の知見も取り入れつつ、職員の広報に関する知見の向上や外部サービス活用に係る検討を進める。さらに、ウェブサイトの英語情報量の増加や、海外関係者にも伝わる効果的な発信方法の工夫など、国内外に対する情報発信力の強化に継続的に取り組む。

¹⁰³ 例えば、地域金融機関や少額短期保険会社、信託会社等の金融機関に対する監督業務に当たり、金融機関からの新規業務等に係る事前相談や許認可、法令等の照会において、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、可能な限り、迅速で明確な回答ができるよう、監督業務の効率化を図る。

¹⁰⁴ 暗号資産・ステーブルコイン、サステナビリティ開示、トランジション・ファイナンス、自然災害リスクファイナンス等が該当する。

¹⁰⁵ International Association of Insurance Supervisors

コラム 10 金融監督に関する国際的な議論への貢献について 参照

¹⁰⁶ Global Financial Partnership Center

¹⁰⁷ 脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実な温室効果ガス削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的としたファイナンス手法。

2. 金融行政を担う組織としての力の向上

(1) 職員の能力・資質の向上

職員の専門性向上に向け、個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者と職員との対話を着実にを行うとともに、対話を通じて決定したキャリアパスの軸となる分野に応じた育成プログラムの実施を進める¹⁰⁸。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保・育成に向けた対応策を実施するとともに、引き続き検討が必要な分野について議論を継続する。そうした専門性育成の前提となる、金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。

くわえて、業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題・レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める¹⁰⁹。

(2) 職員の主体性・自主性の重視

自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボ¹¹⁰や、若手職員からの金融行政に関する政策提言の公募、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、運用の見直しを検討し、多くの職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを行う。

また、政策立案に資するため、金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者、海外当局者等からの有益な知見を得るべく、講演会¹¹¹や勉強会¹¹²を積極的に開催する。

くわえて、職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内からポストの公募を行う。

(3) 誰もがいきいきと働ける環境の整備

職員の子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた取組を進めるほか、定型的な庶務業務の外部委託や、テレワークやオンライン会議を行いやすい環境の継続的な提供、RPA¹¹³化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現を強く後押しする¹¹⁴。金融庁ネッ

¹⁰⁸ 例えば、金融庁・財務局等のモニタリング担当職員育成に向けた、自己啓発（通信研修、eラーニング等）・職場内研修（内製動画研修等）・OJTを組み合わせたプログラムの提供を行っている。詳細は [コラム 23](#) 金融庁職員の能力向上に向けた取組 参照

¹⁰⁹ [コラム 24](#) 金融庁におけるデータ分析の取組 参照

¹¹⁰ [コラム 25](#) 「政策オープンラボ」のこれまでの主な活動 参照

¹¹¹ 「国際コンファレンス・研究会等：昼休み講演会」 参照

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html>

¹¹² 「国際コンファレンス・研究会等：金融経済学勉強会」 参照

<https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/studymeeeting.html>

¹¹³ Robotic Process Automation

¹¹⁴ 「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」について（2023年6月30日）

https://www.fsa.go.jp/common/about/sonota/woman_wlb.html

トワークシステムの刷新など、安全かつ効率的な業務遂行のための情報システムを整備する。

多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化する¹¹⁵ためには、質の高いマネジメントが必要である。このため、幹部・課室長のマネジメント方針の職員への見える化や、360度評価、職員満足度調査等を実施するとともに、組織活性化に向けた取組状況を金融庁内で随時共有することや、マネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うことで、マネジメント力の向上を図る。

また、若手を含めて各職員が一層納得感ややりがいを感じられるよう、より働きやすい職場環境・望ましい組織文化のあり方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、新しい課題やその解決方法も探求しながら改革を進める。

¹¹⁵ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（2014年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。2021年1月29日一部改正）において、「一人一人がその個性と多様性を尊重され、それぞれの能力や経験を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値の創造につなげていくダイバーシティ経営の視点は、多様化する国民のニーズを把握し、的確に政策対応すべき公務を担う職場においても不可欠である」とされている。